

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

病院及び診療所の防火設備に係る緊急点検について

10月11日に福岡県福岡市の整形外科において発生した火災により死者10名、負傷者5名の犠牲が出たことは、誠に遺憾である。

この火災については、現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、今回火災のあった建物は建築確認の届出をせずに増築され、その際、煙感知方式に改修すべき防火戸が温度ヒューズ式のままとなっていることなどが確認されている。また、少なくとも防火戸が作動しなかったことが被害の拡大につながったと考えられているところである。かかる火災の被害を防止するため、下記により病院及び診療所の増改築の有無等及び防火設備の状況について緊急点検をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

記

1. 点検対象

建築基準法別表第一に規定する病院及び診療所(患者の収容施設があるもの。以下同じ。)で、次のいずれかに該当するもの。

- ・地階又は3階以上の階を病院又は診療所の用途に供するもの
- ・病院又は診療所の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上のもの(平屋建てのものを除く。)

2. 点検方法等

ア. 特定行政庁は、上記1. の点検対象のうち、定期報告の対象に指定しているものについては、直近の定期報告書をもとに、以下①②のとおり確認すること。

①無届による増改築の有無等について、確認申請書等と照合し確認

②防火設備の部分(管理の状況に係る部分含む。)について、要是正の有無を確認

なお、定期報告がなされていないものについては、建築基準法第12条第5項に基づき、建築物の所有者・管理者等に対し、増改築の有無等(増改築を行っている場合はその時期と確認を受けた年月日)及び防火設備の状況(管理の状況に係る部分含む。以下同じ。)について国土交通省告示第282号(平成20年3月10日)において定める定

期調査報告における調査の項目、方法等に基づき建築士等に調査させた結果の報告を求めた上で、上記①②について確認すること。

イ. 特定行政庁は、上記1. の点検対象のうち、定期報告の対象に指定していないものについては、建築基準法第12条第5項に基づき、建築物の所有者・管理者等に対し、増改築の有無等（増改築を行っている場合はその時期と確認を受けた年月日）及び防火設備の状況について国土交通省告示第282号（平成20年3月10日）において定める定期調査報告における調査の項目、方法等に基づき調査した結果の報告を求めた上で、上記アの①②について確認すること。

ウ. 特定行政庁は、上記ア. 及びイ. の確認において、定期調査報告等の報告内容が不適切であるなど、増改築の有無等及び防火設備の状況について確認が困難なものについては、立入調査等を行い確認すること。

3. 違反の是正

特定行政庁は、点検の結果、無届による増改築があったものについては、建築基準法令の適合状況を確認し、違反する事項が認められた場合は、速やかに是正指導を行うこと。また、防火設備の部分について要是正事項が確認されたものについても、速やかに是正指導を行うこと。度重なる指導にもかかわらず、正当な理由なく是正が行われない場合には、建築基準法第9条による違反是正命令等を発するなど必要な措置を講じること。

また、既存不適格である建築物においても、防火設備の適切な管理等を建築物の所有者・管理者等に促し、必要な範囲で行政指導を行うこと。

4. 点検結果の報告

各都道府県は、点検結果について別記様式にとりまとめの上、平成26年1月15日(水)までに下記担当に報告すること。

5. その他

特定行政庁は、上記1. の点検対象以外の施設についても、関係機関等から建築基準法令に違反している又は違反している疑いがある旨の通報があった場合には、必要に応じて立入調査等により事実を確認の上、是正指導を行うこと。度重なる指導にもかかわらず、正当な理由なく是正が行われない場合には、建築基準法第9条による違反是正命令等を発するなど必要な措置を講じること。

担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 野原、鈴木
電 話 03-5253-8111（内線39-563、39-569）
F A X 03-5253-1630
mail suzuki-k2f2@mlit. go. jp
nohara-k2f2@mlit. go. jp